

適用法令	<u>化管法（PRTR制度）</u>	
主な法規制 対象物質	一般名称（政令番号/管理番号）	略号
	イソホロンジイソシアネート（1-053/34） トルエンジイソシアネート（1-345/298） ヘキサメチレンジイソシアネート（1-435/391） 4,4' - ジフェニルメタンジイソシアネート（1-498/448） ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート（1-052/585） メチレン-ビス - o - クロロアニリン（1-186/160） 触媒（実際に使用されるものが対象かSDS等でご確認下さい） 溶剤（実際に使用されるものが対象かSDS等でご確認下さい）	IPDI TDI HDI 4,4'-MDI PMDI MBOCA/MOCA
取扱事業者 の主な義務	<p><u>(法第5条)</u> 第一種指定化学物質等取扱事業者は、事業所から環境（大気、水、土壤）へ排出される量及び移動量を国に届け出なければなりません。</p> <p><u>(法施行令第1条および別表第1)</u> 第一種指定化学物質に指定されています。</p> <p><u>(法施行令第3条)</u> 対象業種が指定されています。</p> <p><u>(法施行令第4条)</u> 対象となる取扱事業者が規定されています。 但し、次の事業者は法第5条に定める届け出の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全事業所を合算した従業員数が21人未満の事業者。 ・ 全事業所での製造・取扱量が年間1t未満である事業者 	
最終確認： 2025年4月1日		